行財政構造改革・実行計画 平成20年度進行管理票 (平成20年4月現在)

Plan! 行財政構造改革·実行計画	年度	Plan! 改革の取組み予定	マー:
No. 改革項目(名称) 担当課	▼平	成19年度における取組み予定	
方市民協働 推進課市民参加条例等の策定電話 636実施内容	17	①市民委員の公募、学識経験者選定 ②市ホームページへのサイト掲載 ③策定市民委員会を設置し、条例案を検討(3回開催予定) ④市民委員道内先進市研修(職員随行) ⑤庁内体制の確立(推進会議、サポート会議)	C
市民が市政運営の様々な分野に参加することを制度化するため、新たに設置する市民委員会を中心として、広く意見を求めながら、市民と協働で条例等を 策定する。	18	①策定市民委員会による条例案検討 ②アンケートの実施 ③フォーラム開催 ④素案の公表と市民意見募集 ⑤庁内体制での検討 ⑥策定委員会会議録作成、アンケート集計、サイト管理などの事務局作業	C
位置 大綱 基本目標2 市民参加・協働の推進 づ 由信息 まこく は 古日 おおの 推進	19	①策定市民委員会による条例案検討(3回開催予定) ②条例素案の市長への提出 ③市議会に条例案を提出 ④条例施行 ⑤策定委員会会議録作成、サイト管理などの事務局作業 ⑥条例に基づく行政運営の実施	
大 美行計画 2-(1) 市民参加の推進 ま物にない 1 まで 1 まで 2 まが 1 まで 2 まで 1 まで 2 まで	20	条例に基づく行政運営の実施	
	21	条例に基づく行政運営の実施	1
	22		
■進行スケジュール 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26	23		
当初計画スケジュール ○ ○ ● → → H19改訂スケジュール ▲ ▲ ● → → → → → →	24		
【凡例】 ● 実施 ①当初の改革内容の全体を実施した段階 ②改革による新たな制度やサービスが本格稼動する段階) ▲ 一部実施 ①当初の改革内容の一部を実施した段階 ②委員会設置や条例制定など実施に向けた具体的な取組み	25		
に着手した段階) ○ 調査検討: 内部的な調査・検討 → ↓ 継続: 前年度の段階を継続しながら、さらに充実を図る) ■ 取組停止	26		

当初の実施内容と異なる方向に推移し、現行項目に適合

しなくなったもの)

▼ 平成19年度までの取組み結果

17	①市民委員20名、通信市民委員2名を選考、委嘱。アドバイザー(学識経験者)2名を決定。 ②市ホームページに「市民参加条例策定委員会」サイトを掲載し、委員会の会議録等を公開。 ③1月29日に第1回の市民委員会を開催。学習を中心とした市民委員会を年度内に3回開催。毎月第4日曜日を定例開催日とした。 ④3月に白老町より講師を招き委員研修会を実施。 ⑤4月より事務局が新設課である市民協働推進課に移行。庁内体制(推進会議、サポート会議)は18年度に設置することとした。	•
18	①策定市民委員会による条例案検討(原則、毎月第4日曜日) ②アンケートの実施 ③フォーラム開催 ④市民参加条例策定の活動を市民にPR(ポスター作成、市民委員のFMメイプル出演) ⑤フォーラムブックレットの作成 ⑥庁内体制(推進会議)での検討 ⑦策定委員会・フォーラム会議録作成、アンケート集計、サイト管理などの事務局作業	•
19	①策定市民委員会による条例案検討(11回開催予定) ②条例素案の市長への提出 ③市議会に条例案を提出 ④条例施行 ⑤③策定委員会会議録作成、サイト管理な どの事務局作業 ⑥条例に基づく行政運営の実施	•

Check! 19年度の取組みへの評価

・市民委員会(11回)で条例素案の検討を進めるとともに、市民委員会内に報告書作成チームを設置し、1月28日、市長へ「北広島市市民参加条例素案」報告書を提出した。

・市ホームページで市民委員会の検討状況、条 例素案を公開するなどのサイト管理も行った。

▼ 評価・改善を踏まえた取組み予定(plan!)

20	①市議会に条例案を提出 ②条例施行 ③条例に基づく行政運営の実施	•	
21	条例に基づく行政運営の実施	\downarrow	
22	条例に基づく行政運営の実施 条例の見直しを検討		
23	条例に基づく行政運営の実施		
24	条例に基づく行政運営の実施		
25	条例に基づく行政運営の実施 条例の見直しを検討		
26	条例に基づく行政運営の実施		

Action! 評価を踏まえ改善する内容

- ・市民委員会の条例素案を基に、条例原案を作成し、市民意見の募集(パブリックコメント)を経て条例案を議会に提案、20年度中の「市民参加条例」策定を目指す。また、市民参加条例に規定される市民投票制度の手続条例として「市民投票条例」もパブリックコメントを経て、20年度中に策定する。
- ・条例施行に向けて、市民への周知用パンフ レットの作成、市ホームページでので情報提供 等を行う。
- ・条例施行後は3年以内ごとの見直しを行う。